

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

初診日確認の新たな取り扱い

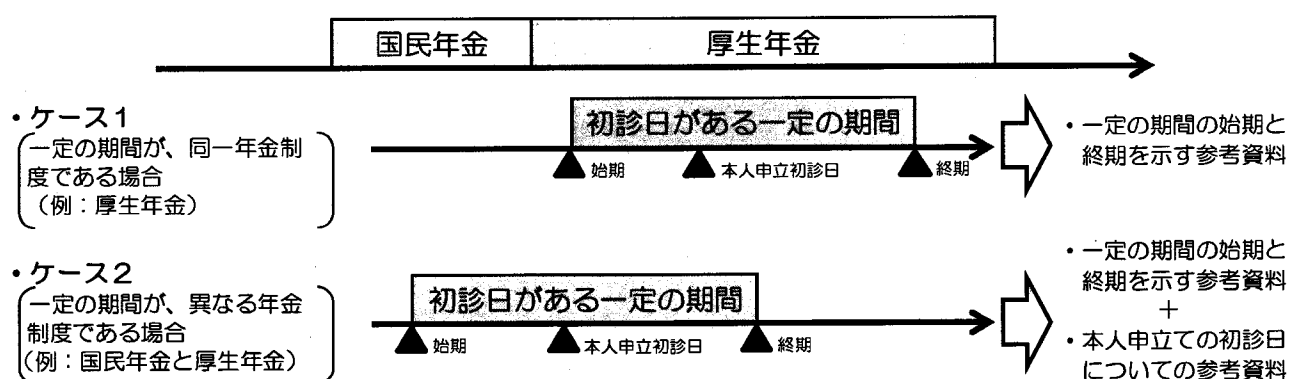
①第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

②初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



◎一定の期間の始期に関する参考資料の例

- ・就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果（発病していないことが確認できる資料）
- ・職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

◎一定の期間の終期に関する参考資料の例

- ・2番目以降に受診した医療機関による証明
- ・障害者手帳の交付時期に関する資料

③その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。